

芦部信喜

第6部 インタビュー「現代に問う」⑨

あしべ・のぶよし 戦後日本を代表する憲法学者。1923~99年。駒ヶ根市出身。

和への 憲法学

51

憲法訴訟論

立教大大学院教授

渋谷秀樹さん

(撮影・中村桂吾)



しふたに・ひでき 1955年、兵庫県加古川市生まれ。専門は憲法学。大阪府立大、明治学院大、立教大教授を経て2004年から現職。13～19年、放送倫理・番組向上機構（BPO）の放送倫理検証委員を務めた。著書は「憲法」「憲法への招待」など。東京大大学院で78年から6年間、芦部教授の指導を受け、最後の弟子となった。芦部氏が亡くなる前日、病室に呼ばれ「頑張れ」と手を握られたという。北佐久郡軽井沢町在住。

は覆され、公務員の政治的行為は全面禁止ということになりました。リベラルの流れは止まってしまいました。

それから40年近くたった2012（平成24）年、一つの判決が注目を集めます。社会保険庁（当時）の職員が休日に政党機関紙を配布し、国家公務員法違反に問われた「堀越事件」。最

「近代憲法は、何よりもまず、
自由の基礎法である」。若部先
生の代表的著書「憲法」（岩波
書店）には、こう書かれていま
す。

つ守るか
高裁が公務員の職務権限
時間内外などを判断し
としたからです。

権限や勤務
して、無罪

所でどう実現させるか。言い換
えれば、自由を裁判を通じて保
うやって守るか。そこに先生は
情熱を注がれ、憲法訴訟論とし
て結実し、現代に生きているの
です。

高裁が公務員の職務権限や勤務時間内外などを判断して、無罪としたからです。

私はこの判決文を読んだ時、芦部先生の考え方が最高裁内で復活したと思いました。先生が

憲法訴訟論はともすれば、細かい技術論に目を奪われがちですが、その根本に流れている自

1967(昭和42)年、北海道猿払村で郵便局員(当時国家公務員)が休みの日曜日に衆院

選候補者のポスターを貼るなどし、政治的行為を禁じた国家公務員法に違反した罪に問われました。一方で憲法は表現の自由を保障しています。芦部先生は「職務上の行為と職務外の行為、勤務時間内と時間外を区別し、後者は政治活動の自由が原則」で制限の程度、範囲は異なる」と「権力の行使を伴う職かどうか」の後の同種裁判約10件で同様の裁判に提出しました。

地裁は、非管理職で勤務時間外など、法が想定していない事案に適用するのは違憲という「適用違憲」と判断、無罪を言い渡しました。芦部先生の意見書を踏まえたのは間違いないでしょう。この影響は大きく、その後の同種裁判約10件で同様の

高裁が公務員の職務権限や勤務時間内外などを判断して、無罪としたからです。

私はこの判決文を読んだ時、芦部先生の考え方最高裁内で復活したと思いました。先生が亡くなつて十数年たつてしましましたが、ご存命であれば、実質的に適用違憲と同じだと言われたでしょう。

情熱を注がれ、憲法訴訟論として結実し、現代に生きているのです。

憲法訴訟論はともすれば、細かい技術論に目を奪われがちですが、その根本に流れている自由への思いを学び取るべきでしょう。

（聞き手・編集委員 渡辺秀樹）
〈水曜日に掲載します〉

1967(昭和42)年、北海道猿払村で郵便局員(当時国家公務員)が休みの日曜日に衆院